

平成 24 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業のうち住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化） を行う事業者の募集について （公募要領）

平成 24 年 4 月
国土交通省住宅局

国土交通省住宅局では、木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業のうち住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）を行う事業者の公募を行います。

この事業について応募される方は、この公募要領を熟読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行って下さい。

《本事業に関する問い合わせ》

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

電 話 03-5253-8111(代)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

平成24年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業のうち
住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）を行う事業者の募集について
（公募要領）

1 総則

木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業のうち
住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）を行う事業者の公募の実施に
ついては、この要領に定める。

2 補助事業の内容

本補助事業の内容は、別添1「木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のた
めの調査検討・普及事業のうち住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）
の概要」のとおりとする。

3 補助対象とする事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全てを満たす民間法人等であることを要
件とする。

- (1) 補助事業を適確に遂行するに足る実施方法等の企画能力を有すること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な体制、
専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者等）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管
理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

4 補助事業者の募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 宮脇
電話 03-5253-8111(代) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール miyawaki-s2vy@mlit.go.jp

(2) 受付方法

電話、FAX（A4、様式自由）又は電子メールにて受け付ける（来訪等によ
る問合せには対応しない）。なお、FAX又は電子メールの場合には着信を確認
すること。なお、質問には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX
番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(3) 受付期間

平成24年4月20日(金)10:00から平成24年5月31日(木)18:00
まで

5 提案書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 提案書（別添2「提案書作成事項」による）
- ② 提出者の概要（会社概要、役員構成等）が分かる資料（任意様式）

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成24年6月1日(金)18:00まで(必着)

② 提案書等の提出場所

4(1)に同じ

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合はA4サイズとし5部、FAX又は電子メールの場合は1部。(FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎2004~2009」「Microsoft Word2003,2007」「Microsoft Excel2003,2007」「Adobe Acrobat Reader4.0~9」の形式

- ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・ 印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

④ 提出に当たっての注意事項

ア 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から18時までとする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「住宅市場技術基盤強化推進事業に係る提案書在中」と朱書明示すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった提案書等は、無効とする。

エ 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

オ 事業者の要件を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

キ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 採択された提案書等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書等は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書等を提出する際に申し出ること。

6 審査・採択方法

提出された提案書等について、学識経験者等で構成する評価委員会において評価を行い、事業の対象区域毎に、最も高い評価を得た提案書等を提出した者一者を当該事業に係る平成24年度予算の範囲内で採択する。

なお、事業の対象区域は、原則として、都道府県の区域を単位とし、全国すべての都道府県毎に補助事業者一者を採択する。

ただし、複数の都道府県の区域を対象とする取組も可能とし、そのような応募があった場合には、関係する都道府県に係る応募状況や応募内容を包括して評価し、対象となる都道府県の範囲を特定し、その範囲毎に一者を採択する。

(別添1)

木造住宅・木造建築物の性能及び生産性向上等のための調査検討・普及事業のうち
住宅省エネ化推進体制強化（都道府県毎の体制強化）の概要

1 補助事業の目的

本事業は、新築住宅の省エネ基準適合率を平成32年度までに100%とすることを目指し、地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における住宅省エネ化推進のための体制の整備・強化を図るため、各都道府県等における住宅省エネ化推進をはじめとする木造住宅生産体制強化及び各地域における住宅省エネ技術講習の実施支援等に取り組もうとする者に対し、国が必要な費用を補助するものである。

2 補助対象とする事業の内容

住宅省エネ化推進体制強化（各都道府県等毎の体制強化）

地域特性に応じつつ、全国各地域で住宅省エネ化推進体制の強化を図るため、大工・工務店、建築士、建材流通、木材供給等の関連団体の連携による実施体制の下、地域における住宅省エネ化施工技術講習の円滑な実施、省エネ関連情報の発信や相談対応等を通じた住宅省エネ化の普及促進等に取り組む者に対する支援を実施するとともに、地域における木造住宅生産体制強化に関する取組に対しても支援を実施。

【想定される取組内容】

- 各都道府県における施工技術者講習の実施（実施計画の作成、講習参加者の募集、会場選定・手配）
 - 施工技術者講習修了者に対する修了証の発行・管理
 - 施工技術者、消費者等への省エネ関連情報の発信・相談対応
 - 各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握
 - その他地域における木造住宅生産体制強化に関する取組 等
- ※ 本事業により実施する講習においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

3 事業の対象区域

事業の対象区域は、原則として、都道府県の区域を単位とし、全国すべての都道府県毎に補助事業者一者を採択する。

ただし、複数の都道府県の区域を対象とする取組も可能とし、そのような応募があった場合には、関係する都道府県に係る応募状況や応募内容を包括して評価し、対象となる都道府県の範囲を特定し、その範囲毎に一者を採択する。

【参考：全国レベルの住宅省エネ推進体制強化において想定される取組内容】

- 専用ホームページの管理・運営による講習開催情報や最新の施策情報等の各種情報発信
- 住宅省エネ化推進に係るツールの作成・公開（省エネ建材データベース等）
- 地域リーダー講習修了者に対する修了証の発行・管理
- 各地域における講習会の進捗管理・指導
- 各地域における住宅省エネ化推進体制の構築支援 等

4 事業の要件

補助を受けようとする事業は、次の(1)から(6)までに示す全ての要件を満たさなければならず、提案書においてこれら要件への適合について説明すること。

- (1) 本事業を行うに当たっての背景や解決すべき課題についての分析がなされ、実施しようとする内容がその課題解決に向けた適切なものとなっていること。
- (2) 本事業の達成目標（住宅省エネ技術施工技術者講習への参加者動員計画等）が設定されていること。また、毎月目標の達成状況を報告すること。
- (3) 本事業による取組内容が、(2)に掲げる人材育成の目標等の達成に資するよう適切に設定されていること。
- (4) 「住宅省エネ化推進体制強化（全国レベルの体制強化）」における取組との連携体制の構築についての方策等が適切に講じられていること。
- (5) 効果的・効率的な事業実施の観点から、補助事業の実施体制は、特定の業種に偏ることなく、住宅生産事業者、建材流通事業者、木材関連事業者などの木造住宅に関連する幅広い業種が参画する協議会等の実施体制をとること。
- (6) 講習会の受講者等に適切な参加費用を求めること。

5 補助対象経費

本事業において補助対象となる経費は、「2 補助対象とする事業の内容」に示す住宅省エネ化推進体制強化（都道府県等毎の体制強化）に向けた取組に必要な、別添参考に掲げる経費のうち、国土交通省が認める経費とする。

6 補助金の額 定額

なお、都道府県毎の大工就業者数等に応じて住宅省エネ技術施工技術者講習への受講者の最低動員目標人数を設定するとともに、当該目標人数に応じて補助金の額の上限を以下のとおり設定する。

さらに、住宅省エネ化推進体制強化に加え、地域における木造住宅生産体制強化に関する取組の提案を行う者については、当該取組にかかる費用として、この上限額に更に2百万円程度を上乗せして要望することを可能とする。

番号	都道府県名	最低動員目標人数(人)	補助金の額の上限(百万円)	番号	都道府県名	最低動員目標人数(人)	補助金の額の上限(百万円)	番号	都道府県名	最低動員目標人数(人)	補助金の額の上限(百万円)
1	北海道	450	8	17	富山県	150	5	33	岡山県	150	5
2	青森県	250	6	18	石川県	150	5	34	広島県	150	5
3	岩手県	150	6	19	福井県	100	4	35	山口県	150	5
4	宮城県	150	6	20	長野県	250	6	36	徳島県	100	4
5	秋田県	150	5	21	岐阜県	250	6	37	香川県	100	4
6	山形県	150	5	22	静岡県	350	7	38	愛媛県	150	5
7	福島県	250	7	23	愛知県	450	8	39	高知県	100	4
8	茨城県	250	6	24	三重県	150	5	40	福岡県	350	7
9	栃木県	150	5	25	滋賀県	150	5	41	佐賀県	100	4
10	群馬県	150	5	26	京都府	150	5	42	長崎県	150	5
11	埼玉県	450	8	27	大阪府	450	8	43	熊本県	150	5
12	千葉県	450	8	28	兵庫県	350	7	44	大分県	150	5
13	東京都	450	8	29	奈良県	100	4	45	宮崎県	150	5
14	神奈川県	450	8	30	和歌山県	100	4	46	鹿児島県	150	5
15	山梨県	100	4	31	鳥取県	100	4	47	沖縄県	50	3
16	新潟県	350	7	32	島根県	100	4				

- ※ 補助金の額については、提案された内容に関する評価委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、応募書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定するので、要望額についてすべて対応するものではない。
- ※ 住宅省エネ技術施工技術者講習への動員計画に対する毎月の達成状況により、補助金額の変更を行う。

7 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成24年6月から平成25年3月上旬（予定）

提案書作成事項

提案書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。ただし、資料添付が必要な場合は、別添として差し支えない。

1 補助対象とする事業者の要件への適合

公募要領の3に記載されている補助対象とする事業者の要件のうち(1)から(4)について要件を満たす理由及び補助事業の実施体制について別紙様式Bに具体的に記載すること。また、添付資料がある場合にはその旨記載すること。

2 事業の概要及び提案事項

以下に示す補助対象とする事業の内容に基づく提案事項について、事業の背景・解決すべき課題、事業内容、事業効果等の観点から別紙様式Cに具体的に記載すること。また、必要に応じて写真や図表等を用いても構わない。

(補助対象とする事業の内容)

住宅省エネ化推進体制強化（各都道府県等毎の体制強化）

【想定される取組内容】

- 各都道府県における施工技術者講習の実施支援（実施計画の作成、講習参加者の募集、会場選定・手配）
- 施工技術者講習修了者に対する修了証の発行・管理
- 施工技術者、消費者等への省エネ関連情報の発信・相談対応
- 各地域の大工・工務店の省エネ施工の実態把握
- その他地域における木造住宅生産体制強化に関する取組 等

※ 事業の対象区域は、原則として、都道府県の区域を単位とし、全国すべての都道府県毎に補助事業者一者を採択する。

ただし、複数の都道府県の区域を対象とする取組も可能とし、そのような応募があった場合には、関係する都道府県に係る応募状況や応募内容を包括して評価し、対象となる都道府県の範囲を特定し、その範囲毎に一者を採択する。

※ 本事業により実施する講習においては、必ず受講者等に適切な参加費用を求めることとする。

3 経費の内訳

補助事業を実施するために必要な経費の全ての額（消費税及び地方消費税額を含む。）について、別紙様式Dに記載すること。なお、本事業において計上することが可能な経費項目は別添参考に示すとおりとする。

なお、補助金の額の上限については別添1「5 補助金の額」を参照すること。